

とが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、通知書に記載された技術者が建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

## (2) 技術者を配置できなくなった場合

入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札の日（1回目）から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面により申し出ること。この場合において、申出をした入札参加者の入札は無効となる。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

## (3) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認めない。

### 17 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知書の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

### 18 苦情等の申立て

(1) この工事の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産課長は、その日から起算して3日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。

(2) この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評

価方式の評価調書を公表した日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。

- (3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。

## 19 その他

- (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。
- (5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (6) 工期は、事情により変更することがある。
- (7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した千葉県（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）発注の工事等に関して、次に該当する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を1名現場に配置することとする。

ア 65点未満の工事成績評定を受けた者

イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

#### (12) 契約締結時期

ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に該当するもの（予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）であり、千葉県議会の議決を要する。

イ 落札者の決定後、7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に仮契約を締結しなければならないが、議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。

ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。

(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(14) 2(2)アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができるが、落札決定において、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。

(15) その他詳細は、入札説明書による。

#### 20 問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産課

住所 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043(223)4309

## 2 1 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshihito Kumagai,  
Governor of Chiba Prefecture
- (2) Subject matter of the contract: Construction of the Chiba Central Sports Center  
Gymnasium
- (3) Time-limit for submitting the joint venture bid qualification examination  
application and agreement: 5:00 P.M., 18 June 2026
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the  
qualification: 5:00 P.M., 23 June 2026
- (5) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., 26 June 2026
- (6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 P.M., 26  
June 2026 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M., 26 June 2026)
- (7) Contact point for tender documentation: Construction and Real Estate Industry  
Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1  
Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba City, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-  
4309

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年5月15日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 1 入札に付する事項

(1) 工事名 千葉県総合スポーツセンター体育館機械設備工事

(2) 工事場所 千葉市稲毛区天台町

(3) 工期 令和11年4月30日限り(工事着手期限日 令和9年2月1日)

(4) 工事の概要

ア 目的 令和元年台風第15号の被害により利用停止中の総合スポーツセンター体育館について、新たに建替えを行う。

イ 構造等

(ア) 千葉県総合スポーツセンター体育館

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・木造 3階建て 延べ面積 11,122㎡

(イ) 屋外歩廊

鉄骨造 平家建て 建築面積 67㎡

上記建築物の新築に係る機械設備工事一式

ウ 概要図 別に配付する工事概要図(平面図等を含む。)のとおりに

(5) 主要資材 空冷ヒートポンプチラー2台、空気調和機8台、床冷暖房設備一式、衛生器具一式、ガス湯沸器2組、放水銃消火設備一式、放水型スプリンクラー消火設備一式

(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。

(7) 入札方式 この工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式(事後審査Ⅱ型)により入札を執行する工事である。

また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格と

を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。

## (8) その他

ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この工事は、フレックス工期契約制度を適用する工事である（工事着手期限令和9年2月1日）。

ウ この工事は、その履行に数年度を要するものとして地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、令和8年度及び令和9年度の年割額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。

エ 本案件は分離発注工事であるため、関連工事（千葉県総合スポーツセンター体育館建築工事）の入札の不調や契約の締結状況により、本入札を中止又は延期することがある。

オ この工事は、資料の配布、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

カ この工事の積算基準の適用は営繕である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

### (1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。

イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。

ウ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。

エ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。

オ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。

カ 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

キ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。

## （2）共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア 千葉県における管工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。

イ 管工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から落札決定までの間、受けていないものであること。

ウ 代表者は、過去15年間（平成23年4月1日から令和8年5月15日まで）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の体育館その他の屋内スポーツ施設又はこれらの用途を含む複合施設で、屋内スポーツ施設の用途に供する部分の床面積の合計が1棟で5,500㎡以上の建築物の新築又は増築に係る管工事（空調設備又は給排水衛生設備の新設又は更新を含むものに限る）を元請で施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。

エ 管工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が777点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された管工事に係る客観点数が777点以上であること。

オ 1級管工事施工管理技士又は管工事業における建設業法第15条第2号イに該当する資格を有する者を本工事に配置できる者。また、代表者は、1級管工事施工管理技士又は管工事業における建設業法第15条第2号イに該当する資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に配置できる者。

カ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ア) この工事に係る設計業務等の受託者

商号 株式会社 I N A 新建築研究所

所在地 東京都文京区白山三丁目1番8号

(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者

a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

ケ この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

### 3 総合評価に関する事項